イ）鉄道営業線近接工事または日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事
ただし、上記ア）及びイ）は別々の工事でもよい。

② 共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積5,000㎡以上の商業ビルの新築工事の施工実績を有すること。

⑹ 単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。
また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。

① 監理技術者　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）及びイ）に定める工事（別々の工事でもよい。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験がそれぞれ１年以上あり、かつ１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

② 工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③ その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺ 本工事に係る設計業務の受託者又はコンストラクションマネジメント業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻ 当工事事務所又は株式会社横浜ステーションビルとの工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼ 一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、共同企業体競争参加願書、委任状、共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である６⑶に示す提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所又は株式会社横浜ステーションビルから発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において６⑶に示す提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑽ 申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑾ 申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所又は株式会社横浜ステーションビルとの工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑿ 共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。

① 共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

② 構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

③ 本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒀ 監理技術者の理解度・取組み姿勢及び工事全般の安全管理計画が不適切でないこと。

⒁ 技術提案（使用開始までの工期の短縮）が不適切でないこと。

4　総合評価に関する事項

⑴ 入札の評価に関する基準

① 監理技術者の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。

② 工事全般の安全管理計画を評価する。

③ 技術提案（使用開始までの工期の短縮）を評価する。

⑵ 総合評価の方法

① 標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

② 加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②及び③の合計点（10.0点満点）とする。

③ 総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、イ）の全ての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書及び工事内訳明細書を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

② ①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。

③ 全ての入札参加者が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、総合評価における評価値によらず、最低価格を提示した者を価格協議の第一順位者とし、以下、提示価格に応じて価格協議順位を決定する。

5　技術提案に関する事項

⑴ 本工事では、使用開始までの工期の短縮に関する技術提案を受け付ける。

⑵ 技術提案にあたっては、標準工期を参考として適切な全体行程を計画し、その具体的な内容を全体行程表により記載すること。（入札説明書参照）
ただし、当工事事務所が請負者の技術提案内容を適切と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
提案内容については、その後の工事においてその提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、当工事事務所は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⑶ 技術提案における条件

① 別途工事である駅ビル棟一部昇降機設備工事は、使用開始までの間に行うため、技術提案として提出する全体行程表には当該工事の工程も記載すること。実際の施工に際しては、各工事担当者と調整をとり工事を進めること。

② 別途工事である駅旅客通路・仮設旅客通路の電気工事、駅業務棟の電気工事は、使用開始までの間に行うため、技術提案として提出する全体行程表には当該工事の工程も記載すること。実際の施工に際しては、各工事担当者と調整をとり工事を進めること。

③ 次に示す提案は欠格とする。

ア）対象となる工事期間が標準工期（25ヶ月）を超える提案

イ）月当たりの平均作業日数が22日を超える提案

ウ）工事目的物（寸法、形状等）の変更を伴う提案

エ）別途工事である駅ビル棟における店舗テナント工事の期間（この期間では駅ビル棟内の工事は店舗テナント工事のみ実施するものとする。ただし、土日及び祝日、並びに仕様書に定める作業規制日（以下合わせて「休日等」という。）の日数を含む。）を2.5ヶ月以上確保していない提案

オ）別途工事である駅業務棟の電気工事のうち、屋上への電気設備設置の期間（この期間では駅業務棟屋上の工事は電気設備設置工事のみ実施するものとする。ただし、休日等の日数を含む。）を、駅業務棟屋上の仕上工事完了後から3.5ヶ月以上確保していない提案